

第2節 ネットワーキング

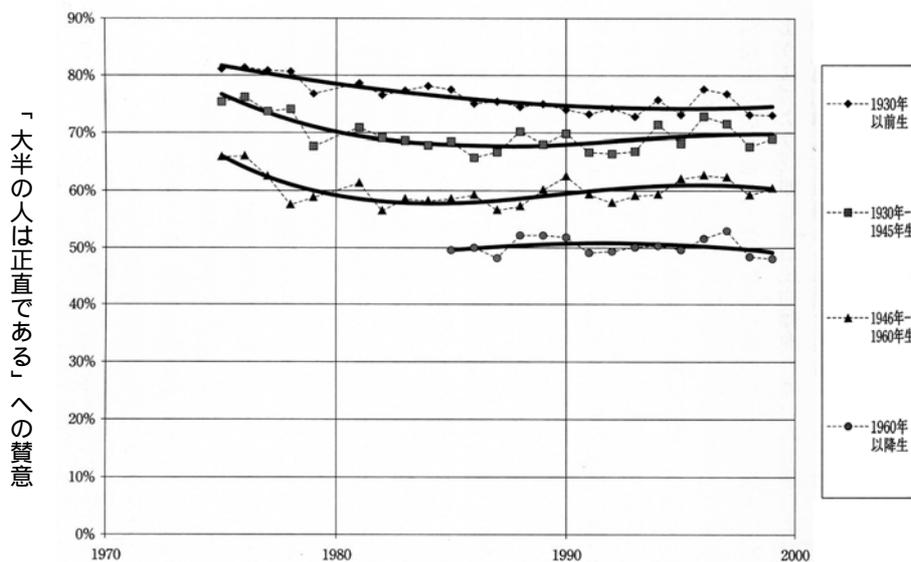
1 ネットワークを構築する意味

若者自立支援は、若者が、市民となるための（＝シティズンシップを獲得するための）支援である。ネットワークを構築するのは、支援者自身が、互酬性に基づくネットワークを形成することを通じて、シティズンシップを獲得するためである。さらに、明確に言えば、ネットワークを形成するのは、包摂的な社会づくりそのものである。

アメリカの政治学者、ロバート・D・パットナムは、次のデイビット・ヒュームの言葉を引く。

「あなたの穀物は本日刈り入れ時である。私のものは明日になるだろう。お互いにとって有益なのは、今日は私があなたとともに働き、そして明日はあなたが私を助けることである。私はあなたに親切心を持たず、あなたが私にそれをわずかしか持たないことも知っている。したがって、あなたのために骨折るようなことは私はしない。もし見返りを期待して、自分自身のためにあなたとともに働いたとしても、私は裏切られ、あなたの恩返しを期待したことが無駄となるであろうことを知っている。ゆえに私は、あなたを一人で働くままとする。あなたも私を同じく扱う。季節はめぐる。そして、われわれ双方とも、相互の信頼と安心の欠如のゆえに自らの収穫を失うのである。」

図4 - 4 ロバート・D・パットナム『孤独なボウリング』p165



パットナムのキーワードは、互酬性である。互酬性とは「きっと誰か他の人が私に何かしてくれると確信するから、あなたからの特定の見返りを期待をせずに自分はこれをしてあげる」という規範である。パットナムは、『孤独なボウリング』において、上のとおり、アメリカにおいて、他者への信頼が、世代ごとに下がってきたことを示した。

政治学者である、パットナムの問題意識の根幹には、トクヴィルが『アメリカのデモクラシー』の中で、強調したように、民主主義は自発的結社によって支えられるという発想がある。社会組織が、互酬

性の規範に基づいた，市民の自発的協力の仕組みによって，集合行為のジレンマ²¹⁾を克服し，社会の効率性を高める能力のことを社会資本²²⁾という。パットナムは，イタリアを例に取り，自発的結社に象徴される市民的積極参加のネットワーク（＝市民共同体）を社会資本の本質的な形態ととらえ，州の市民共同体の程度が，州政府のパフォーマンスや生活満足度と密接に関連していることを実証した。

パットナムの主張を補うのが，歴史学者シーダ・スコッチポルの議論である。スコッチポルは，アメリカの民主主義が退潮した理由を，階級横断的なメンバーシップと代表制を特徴とする巨大な草の根的な自発的結社が衰退し，代わりに，エリートが運営するアドボカシー・グループや非営利組織が興隆したことに求めている。スコッチポルは，市民社会を再構築するために，改めて，草の根的な自発的結社の組織化を通じたネットワーク形成を求めている。

若者支援は，「地域づくり」である。

【参考文献】

ロバート・D・パットナム（訳 柴内康文），2006，『孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房
シーダ・スコッチポル（訳河田潤一），2007，『失われた民主主義 メンバーシップからマネージメントへ』慶應義塾大学出版会

----- 静岡県立大学国際関係学部准教授 津富宏

21) 集合行為のジレンマ：集団の構成員各自が，個人レベルでの合理的行動をとった結果として，全員が損害をこうむってしまうこと。

22) 社会資本：人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる，信頼，規範，ネットワークといった社会組織の特徴

2 生活保護ソーシャルワークにおけるネットワークの意義

(1) 関連専門職・関係機関との連携・協働

生活保護ソーシャルワーカーは、生活保護を受けている者・世帯（以下「利用者」という。）の生活問題・課題を解決・緩和するに当たり、いろいろな関係機関・関連専門職等と連携・協働し、相談援助活動を進めていく。

利用者の生活問題・課題は、労働、健康、住宅、教育、家族関係の調整等と多岐にわたっている。また、それは、問題の質、内容によっては、身体的・心理的・社会的・経済的等と多様な側面を持っている。さらには、利用者個々の世帯の置かれている状況やこれまでの生活との違いや問題・課題の発生の違いにより、どれ一つとして同じ内容のものはないという個別性・具体性を有している。

そのため、生活保護ソーシャルワーカーは、利用者の生活問題・課題を多面的・総合的・一体的にとらえていかなければならないのと同時に、それぞれの問題・課題に対応するためにいろいろな関係機関・関連専門職等と協力しながら相談援助活動を進めていくことになる。

そこで、ここでは、関係機関・関連専門職などとの連携・協働をどのように進めていったらよいのか、という観点から述べていく。

(2) 連携・協働を考える必要性

利用者の生活問題・課題の解決・緩和を図るうえで、関係機関・関連専門職の連携・協働は必要不可欠である。生活保護実践においては、これまでも関係機関・関連専門職などと連携・協働を行いながら、利用者の生活問題・課題を解決するために有効な社会資源の提供を行ってきた。

近年、社会福祉行政機関の専門家やサービス供給組織の多元化などが促進されるという社会福祉の潮流がある。そしてそれと軌道を一にして、生活保護実践の中で、特に連携が強調されるようになってきている。利用者の傾向として、高齢・障害・母子などのハンディを持つ世帯が大半を占めるようになってきていることが、大きな理由である。これらの世帯の抱える生活問題の多様性・複合性などから判断して、より多くの関わりを必要とする世帯が増えている。ハンディキャップを持つ世帯の中でも、とりわけ増大が顕著な高齢者に対して、高齢に加えて傷病、障害というハンディキャップが重複している世帯、またそれ以外の世帯においても、傷病の慢性化、障害の重複・重度化、いじめや放置、不登校などの問題・課題を抱える世帯が増加している。

以上のことは、従来にも増して、それぞれの問題・課題解決に、多数の関係機関・関連専門職などが関わる必要があることを意味している。そこで、それぞれの機関・専門職などが個々に関わるのではなく、相互に連携・協働をとりながら、利用者世帯の生活を総合的に判断し、それぞれの領域でどのような相談援助活動を行わなければならないか、を検討する必要がある。

(3) 連携・協働のレベル

生活保護ソーシャルワーカーは、以下の関係機関・関連専門職などと連携・協働をどのように推

し進めていってよいか重要となってくる。ここでは、連携・協働をいくつかのレベルに分けて述べていく。

ア 福祉各法との連携・協働

一つには、福祉各法ソーシャルワーカーとの連携がある。この場合、次の機関・職員との連携・協働を考える必要がある。

(ア) 同一福祉事務所内の他法ソーシャルワーカーなどとの連携・協働

福祉事務所には、生活保護以外に、高齢者、身体障害者、知的障害者、母子、児童、女性など福祉関係各法ごとのソーシャルワーカーや嘱託医（精神・一般）などがある。そこで利用者の生活問題・課題に応じて、そうした他法ソーシャルワーカーなどと連携・協働をとりながら生活保護実践を行っていくことが大切となってくる。この場合、同一組織内という利点があり、連絡調整が最も密に取れ、課題に即応できる関係にあるともいえる。

(イ) 郡部（県所管）福祉事務所の生活保護ソーシャルワーカーと身障、高齢者業務関係の町村役場の担当職員との連携・協働

高齢者・身障の入所措置権の町村委譲（1993年4月1日）・知的障害者の入所業務の町村移譲（2003年4月1日）により、町村役場で入所に関わる相談援助活動も展開されている。高齢者、身障のハンディキャップを持つ利用者世帯が増えていることを考えれば、これまで以上に郡部福祉事務所、町村役場が一体となり相談援助活動を展開していく必要がある。たとえば、高齢者や身体障害者に対し、ホームヘルパーの派遣や住宅改良など在宅サービスや施設サービスの提供を町村役場の老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等の担当職員と一緒に進めていく必要がある。

(ウ) 児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、婦人相談所などの福祉専門行政機関との連携・協働

福祉事務所の家庭児童福祉部門の強化のため家庭児童相談室を設置している所もあるかと思う。家庭児童問題において、難しい相談については児童相談所が、軽易な相談については福祉事務所が担当することになっている。また、婦人相談に関しては福祉事務所内に配属されている婦人相談員と連携し、婦人相談所での一時保護や婦人保護施設の入所の必要性などを検討していく必要がある。身体障害者・知的障害者更生相談所との連携については、身障、知的障害各法担当職員と連携しながら、同機関での相談・判定及びサービス給付（補装具・日常生活用具・在宅及び施設サービス）の是非について検討することが必要である。

(エ) 各種の支援センターなどのサービス調整・提供機関などのソーシャルワーカーとの連携・協働

地域のサービス提供機関と連携調整を行いながら、利用者の在宅生活の維持強化あるいは退院・退所後の在宅生活の途を切り開く必要がある。

イ 保健・医療との連携

二つには、利用者世帯の問題・課題の多様化に対応するため、福祉各法を超えて保健、医療などとの連携をより一層進めることが必要となってきたことである。そこでは、それぞれの関

係機関・関係専門職などと、どのように関わっていくかが課題となる。

(ア) 保健との連携・協働

寝たきり，認知症等の要介護高齢者，一人暮らし，高齢者夫婦世帯などの高齢者世帯，身体障害者，知的障害者，精神障害者などの障害者世帯，母子世帯，病気療養中の人がいる傷病者世帯などにとって健康をどのように回復，維持，向上させていくかということは大切なことである。保健所，市町村保健センター，訪問看護ステーションなどの保健師など保健関係者と連絡調整しながら，相談援助活動に当たる必要がある。ここでは，保健師，看護師などとの関係が重要となってくる。

(イ) 医療との連携・協働

傷病に関する知識，治療方針，治療方法，治療期間など，利用者（患者）が療養に対して積極的に病識や治療に関する意欲を起こすのは，生活保護ソーシャルワーカーは当然のこと，医療関係者が利用者に対してどの程度働きかけるかに左右される。医療関係者は利用者に対し，傷病についての理解と同意を求め，治療を円滑に進めていかなければならない。そのため通院・入院している医療機関との連携・協働が不可欠である。また福祉事務所においては，嘱託医（精神・一般）が配属されており，レセプトの見方や傷病や治療に関する基本的で重要な事柄，あるいは相談援助活動を進めるうえで受けておきたい専門的なアドバイスなどをしてもらうことも大切である。とりわけ長期療養に及んでいる慢性疾患の利用者，心の病を持つ利用者，難治性の疾病を抱える利用者などはこれまでの療養生活の見直しと今後の療養について検討するには，医療関係者からの見方は援助計画の策定や見直しにとって必要不可欠である。また能力活用においても就労能力の一部をなす身体能力がどの程度であるかを確認するうえで医学的診断は重要な要素となる。しかし，ここで気を付けておきたいことは，医学的診断はあくまでも身体的側面での判断であり，そのまま就労の可否に短略的に結びつくものと解してはならないということである。一つの重要な判断材料として活用するようにすべきである。ここでは，医師，看護師，医療ソーシャルワーカーなどとの関係が重要となってくる。

ウ 労働との連携・協働

労働能力を活用するうえで，年齢，性別，身体状況，障害の有無や程度，学歴，資格，これまでのキャリアなどから判断し，就労援助を行っていく。職業安定所（ハローワーク），シルバー人材センターなどの機関との連携を考える必要がある。就労し収入を上げるということも大切だが，利用者が将来的にも安定した収入をあげることができる，またその人の残存能力を最大限発揮するよう福祉的就労，生きがい就労，社会参加などといった幅広く柔軟な発想をもって就労援助に取り組んでいくことが大切である。ここでは，各機関担当者の関係が重要となってくる。

エ 地域との連携・協働

(ア) 地域の社会資源とりわけ民生委員との連携・協働

民生委員においては，利用者の生活状態を適宜把握してもらうとともに，何か利用者が困ったこと，不測の事態が生じたときなど報告・連絡を取り合いながらそれへの対処など検討する必要

がある。

(イ) 親族，近隣などインフォーマルな人たちとの連携・協働

利用者にとって最も信頼のおける存在は，親族，近隣などの存在である。利用者の課題解決に向けて精神的・物質的支援は，フォーマルなサービスでは対応できない場合には，利用者の生活の支えとなる。たとえば，役所の休庁期間など，福祉事務所など公的機関での関わりができないとき，親族，近隣などの協力が必要である。

オ その他

社会保険事務所，労働基準監督署，家庭裁判所，警察，消防署など関係機関との連携も念頭に置いて相談援助活動をする必要がある。

(4) 主要な相談援助活動

ア 就労支援

利用者の労働能力の状態によっては，通常，就労指導といわれる就労援助を行うことは生活保護実践の大きな柱の一つとなる。このことは，利用者がどの程度の労働能力を持っているのかにもより，一律どの利用者に対しても行うことにはならない。生活保護ワーカーはその労働能力を引き出し，活用できるよう援助していくことが大切である。そこでは，次のことに気を付ける必要がある。一つには，労働能力に見合った就労援助を行うことである。すなわち，年齢，性別，これまでのキャリアなどを考慮に入れた就労援助である。求人先があるからといって，利用者に機械的に就労を促すことがないようにすべきである。利用者の能力を超えた，あるいは大幅に下回る就労は，結果的にみて，就労継続を困難にする。また，初めて仕事に就く新卒者や一定年齢を超えての転職は，新しい人間関係を構築することにもなり，利用者にとって大きな負担となる。仕事での悩みなどを積極的に受け止め，サポートするようにすべきである。

二つには，利用者の意向を尊重することである。利用者がどのような仕事に就きたいのか，また可能であるのかよく見極めることが重要である。これまでの就労で得た知識や技術や問題解決能力をいかせる職を利用者自身が一番よく把握していることがある。本人の意向や適性に合った就労援助を進めるべきである。

三つには，本人の能力に加えて，世帯全体の状況を考慮に入れて就労援助を行っていくことである。労働形態が変わることは，世帯全員の生活にも関わってくることである。たとえば，世帯員に育児や介護などを必要とする人がいる場合，精神面でのサポートや公的サービスの提供などを行い，利用者の不安を少しでも軽減する状況をつくる必要がある。

四つには，収入が上がるという理由だけで就労を進めるのではなく，将来にわたって安定した仕事と収入を確保することを考え，相談援助を進めていくことである。

イ 療養指導

利用者の中には，これまでの生活から心身ともに傷つき，療養が必要な人が多数いる。病気を

契機に生活困窮に陥り，生活保護を受けるようになった人たちである。

生活保護ワーカーは，疾病を抱える利用者に対して，どのような相談援助を行ったらよいのか，その利用者の生活実態を十分把握した上で検討すべきである。そこでは，次のようなことに気を付ける必要がある。

一つには，利用者はもちろん家族をはじめとする周囲の人たちが，病気や障害などを正しく認識することが大切である。

たとえば，心の病気の場合には，当事者はもとより家族をはじめ周囲の人がこのことで苦しみ生活しにくい状況にある。そのため治療することは，自分たちの生活を取り戻すことにつながるということを説明し理解を求めるようにすべきである。最近では，医療サイドでも，患者自身の治療に対する知識や同意が必要であるとする，いわゆる「インフォームド・コンセント（説明と同意）」の重要性が認識されてきている。医療・保険関係者の協力を得ながら，疾病や障害に対する認識が持てるよう働きかけるべきである。

二つには，治療が生活全般に及んでいることに留意することが必要である。治療は，受診や処方された薬を間違いなく服用するというだけでは効果的とはいえない。家族が病気のことを理解して配慮することが大切である。

三つには，治療の目的と，療養し治癒したときの生活設計をきちんと利用者と地区担当ワーカーの間で確認しておくことである。療養はともすれば長期間にも及ぶ。その生活の中で将来の希望を見失い自暴自棄となり，ただ漫然と日を送る人も中にはいる。そのような事態を招かないように，治療意欲を引き出し，以前の活動能力を少しでも活用していけるよう，相談援助に工夫をする必要である。

【参考文献】

- 岡部卓，2003，『改訂福祉事務所ソーシャルワーカー必携・生活保護における社会福祉実践』，全国社会福祉協議会
岡部卓・森川美絵・新保美香・根本久仁子，2009，『生活保護の相談援助活動自己点検ワークブック』，中央法規出版

3 子どもの心の問題をめぐるネットワークの意義

(1) はじめに

児童思春期の事例を取り扱ったことがある臨床家なら誰でも、地域の医療・福祉・教育分野の各種専門機関の協力を必要とした経験を持つだろう。たとえば、いじめを契機に不登校となった事例において、性的逸脱行動と自傷行為を繰り返し、その背景には重大な虐待が疑われる場合には、教育、警察、児童相談所、医療機関などの地域の専門機関間での連携がその介入に必要となることがある。現在ではこのような必要性に応じていくために、各地で各種専門機関の連携に関する検討が行われ始めている。

本項では実際に行われている子どもの心の問題をめぐるネットワークの運用経験を踏まえて、地域単位で専門機関をつなぐネットワークを設置及び運用することの重要性について述べる。

(2) ネットワークの必要性

近年、児童思春期に生じる暴力、不登校・ひきこもり、家庭内暴力、自傷行為などの問題行動に関して大きな社会的注目が集まるにつれて、医療・福祉・教育機関等のうちのどれか一つの機関の対応だけでは、十分に治療・援助の成果を得ることが困難な事例が少なからず存在していることが明らかとなってきた。しかし、このような対応困難で、かつ精神障害を背景に持つ事例に適切な援助を提供することを可能にする、一定規模の地域内の特性を異にする複数の専門機関によるネットワークは、児童思春期に特化した医療機関の少なさからも全国にほとんど存在しない現状である。実際に医療機関、児童相談所、教育機関、児童福祉機関、司法・矯正機関などの各種専門機関を対象に、児童思春期に生じる暴力、不登校・ひきこもり、家庭内暴力、自傷行為などの問題行動を持ち、その背景に精神疾患を持つ（もしくは疑われる）児童思春期事例への対応を目的とした地域の専門機関によるネットワークはほとんどなく、少ないながらも現存しているネットワークにおいてもあまり機能していないという報告がある。²³⁾ ²⁴⁾ このような現状は、この分野の問題に対する他機関との連携は、困難事例に直面した際の単発的なものが主であり、機能的な連携がシステム化されて常備されている地域は決して多くないことを示している。

そのため、子どもの心の問題や疾患に対する適切な治療・援助の提供が全国で可能になるよう努めることは、わが国の緊急な課題であると考えられ、問題行動を示す精神障害を抱えた児童思春期事例が、その問題行動のために十分な援助を受けられないといった事態が生じないこと、問題行動を示す事例を抱えた機関が、他機関との連携をとれずに対応困難な状況に至るといった事態が生じないことの二つを目的とした地域ネットワークに関するガイドライン²³⁾が厚生労働省の研究班によって作成された。

23) 齊藤万比古, 2004, 「精神疾患を背景に持つ児童思春期の問題行動に対する対応・連携システムの設置および運営に関するガイドライン」, 厚生労働科学研究費補助金事業(こころの健康科学研究事業), 『児童思春期精神医療・保健・福祉のシステム化に関する研究』, 平成 13~15 年度総合研究報告書

24) 齊藤万比古・宇佐美政英・清田晃生・小平雅基・渡部京太・佐藤至子・入砂文月・秋山三左子, 2004, 『児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究(主任研究者齊藤万比古)』, 厚生労働科学研究費補助金事業(こころの健康科学研究事業), 平成 16 年度報告書

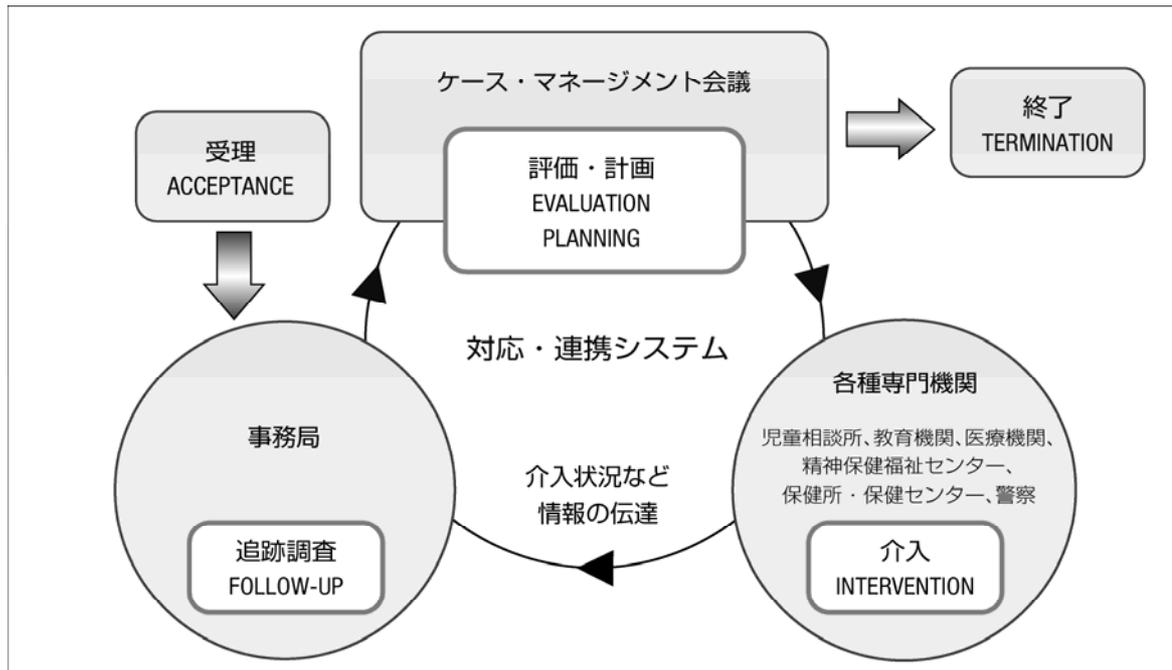
(3) 実際の取組

ア ガイドラインに基づくネットワークの構築

厚生労働省の研究班によって作成された「精神疾患を背景に持つ児童思春期の問題行動に対する対応・連携システムの設置および運営に関するガイドライン」によると、各種専門機関によるネットワークは「事務局」、「ケース・マネジメント会議」、「各種専門機関」の三つの主要モジュールから構成され、それぞれに窓口機能、事例検討機能、情報統括機能、処遇検討機能などの機能を持たせた構造になっている（図4-5）。

「事務局」はネットワークを構築する際の要となるモジュールであり、コーディネーター的な役割として事例検討会議の調整役に加えて、システム参加のための窓口機能やシステムの利用法を宣伝する啓発機能も持つ必要がある。このような機能を持つ「事務局」は、地域の医療機関、児童相談所、教育機関、精神保健福祉センターなどの中から各地域の状況に合わせていずれか一つの機関がその機能を担っていくことになる。さらにケース・マネジメント会議には、児童相談所、教育機関、精神保健福祉センター、保健所・保健センター、警察、医療機関の参加は多彩な問題行動を抱えた児童思春期事例を取り扱うことを考えると欠かすことができないわけだが、事例の特性や地域の状況に応じて福祉事務所など他の専門機関の参加も考慮していくべきである。そして、これら機関の中から取り扱う事例に直接関与している担当者がケース・マネジメント会議に参加することによって、問題化している事例を医療・教育・福祉による視点による包括的な検討を行うことができ、その現実的な介入方法を検討することが可能になるといえる。

図4 - 5



対応・連携システムの構図と運用の流れ（厚生労働科学研究「児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究」平成16年度報告書より引用・一部改変）

イ ネットワークの運用の流れ

ガイドラインに沿ったネットワークの運営については、以下の（ア） - （オ）の手順で行われている（図4 - 5）。

- （ア）受理（Acceptance）：困難事例を抱えた機関からのシステム利用の申込みを【事務局】が受ける。
- （イ）評価・介入計画の立案（Evaluation・Planning）：【ケース・マネージメント会議】で各種専門機関と事例の評価及び介入計画の立案を行う。
- （ウ）介入（Intervention）：介入計画に基づいた【各種専門機関】による介入を行う。
- （エ）追跡（Follow-up）：各機関による介入経過を【事務局】が追跡して、その情報を一括管理する。
- （オ）【ケース・マネージメント会議】に戻り、事務局の情報をもとに継続した介入とネットワークの利用が必要に場合には再度（イ）評価・介入計画の立案（Evaluation・Planning）へ戻り、（イ）から（エ）の活動を繰り返し行う。または、ネットワーク利用の必要性がないと判断された場合にはネットワークの利用が終了（Termination）となる。

ウ 事例の評価の仕方

ガイドラインによるとネットワークの対象事例については深刻な問題行動を示し、かつ精神疾患を背景に持つ18歳未満の児童思春期事例のうち、ある1機関だけでは対応困難な事例である。このような事例をケース・マネージメント会議で取り扱う際には、異職種の参加者が事例の評価の仕方を共有できるように評価方法を統一しておく必要がある。実際にガイドラインでは、これら問題行動については、各種専門機関間で情報の共有を可能とするために、問題行動の内容は以

下の四つに分類され、さらにその背景要因は三つに分類している。特に背景要因における発達障害や精神疾患については医療機関以外では、疑った事例について積極的に記載し、その有無についてケース・マネージメント会議で取り扱っていくべきといえる。

四つの問題行動

- 1.反社会的問題行動（暴力，性犯罪，窃盗，売春，非合法薬物乱用など）
- 2.非社会的問題行動（ひきこもり，不登校など）
- 3.家庭内限局性問題行動（家庭内における暴力，暴言，器物破損，家財持ち出しなど）
- 4.自己破壊的問題行動（リストカット，夜遊び，性的逸脱，大量服薬など）

三つの背景要因

- 1.発達障害（広汎性発達障害，注意欠陥/多動性障害，精神遅滞など）
- 2.精神障害（統合失調症，躁うつ病，強迫性障害，摂食障害，人格障害など）
- 3.虐待など重大な家庭の問題

エ ネットワークの構築

千葉県市川市（以下「市川地区」という。）と大分県大分市・別府市（以下「大分地区」という。）ではガイドラインに基づき、その地区の専門機関と共にネットワークの構築及び運用が平成17年1月から行われている。²⁵⁾ 参加機関は各地域における児童・思春期事例を取り扱っている医療・福祉・教育機関（表4-4）であり、実際のケース・マネージメント会議には実践的な事例検討ができることを目指して、その子どもに直接関与している主治医・担任教師・担当児童福祉司などが出席している。

表4-4 運営地域と参加機関

	市川地区	大分地区
地域	千葉県市川市	大分県大分市及び別府市
参加機関	国立精神・神経センター国府台病院（事務局） 国立精神・神経センター精神保健研究所 市川児童相談所 市川市教育センター 市川市立小・中学校 市川健康福祉センター（市川保健所） 市川市健康福祉局子ども部/健康部 市川市福祉事務所 警察本部生活安全部少年課 市川警察 千葉県地域中核支援センター 千葉県精神保健福祉センター（オブザーバー施設）	大分県精神保健福祉センター（事務局） 大分県中央児童相談所 大分県警察本部少年課 大分っ子フレンドリーサポートセンター 大分県教育センター 大分大学医学部脳・神経機能統御講座 医療法人山本記念会山本病院 大分家庭裁判所（オブザーバー機関） 国立精神・神経センター国府台病院 国立精神・神経センター精神保健研究所
開催間隔	毎年開催	毎年開催

25) 齊藤万比古，2004，「児童・思春期における行為障害等の問題行動に対する地域の対応・連携システムについて」『こころの臨床ア・ラ・カルト 23（4）』427 - 432

オ 実際に取り扱った事例から分かったこと

市川地区及び大分地区におけるケース・マネジメント会議によって、平成20年1月までに計50事例が取り扱われた。この50事例の特徴から明らかとなった地域に多機関ネットワークを必要とする事例の特徴について紹介する。

ケース・マネジメント会議での取扱いを必要とした50事例の特徴として、ケース・マネジメント会議に事例を提示した機関の約半数が教育機関であること、暴力や触法行為などの激しい反社会問題行動だけでなく、同時に不登校・ひきこもりといった「自傷も他害もない」非社会的問題行動に対しても地域の専門機関が対応に苦慮していること、これら問題行動の背景要因として発達障害や精神疾患、さらに虐待などの重大な家庭の問題を多く認めたこと、これら事例の年代としては中学校2年生もしくは3年生を多く認め、それらの事例がケース・マネジメント会議で取り扱われる際には義務教育終了後の進路について協議されることが多いこと、の4項目が挙げられる。

このように実際に地域でネットワークを構築することによって、教育機関を通じて地域で対応に苦慮している問題事例を早期に発見することを可能にし、ケース・マネジメント会議を開催することでその問題行動だけに注目するのではなく、発達障害を含む精神疾患や養育環境など背景要因にも注目した包括的な評価と長期的な視点で援助を検討していくことができるといえる。

(4) まとめ

ここまで述べてきたように、地域に子どもの心の問題に関する多機関ネットワークを構築することは、医療・教育・福祉・司法など多職種による視点で子どもを包括的に評価することを可能にし、さらに各機関の機能の特徴をお互いに理解し合い、各種専門機関の特徴を共有することで地域の資源をいかした介入をも可能にするといえる。また、現場で活躍している担当者が積極的にケース・マネジメント会議に参加することによって「顔の見える連携ネットワーク」を地域に浸透させることができ、地域の小中学校を起点とした発達障害や精神疾患が疑われる事例の早期発見と早期介入を可能にする利点もあるといえる。そして、このような各種専門機関が連携して包括的な取組を行うことによって、発達障害や精神疾患だけでなく、それらに関連した問題行動といった子どもの多様なメンタルヘルスの予防を可能にすると考えられる。

最後にわが国の現状を踏まえると、地域の一専門機関だけでは対応が困難な事例が多機関との連携によってより適切な援助を受けることができることを目指して、子どもの心の問題をめぐるネットワークの普及を全国各地に早急に展開していく必要があると考える。

4 若者支援におけるネットワークの意義

若者支援において、ネットワークを構築することが好ましいのは、若者の自立に関わる問題自体が、重層的・複合的であって、分割すると解決できないからである。重層的・複合的な問題は、重層的・複合的な仕組み、つまり、ネットワークによって解かざるを得ない。ネットワークとは、ネットワークのメンバーが、その多様性を響かせ合うことで、個々のメンバーでは行い得ない解決を生み出せるような、創発的な場である。具体的には、ネットワークは、以下のような特性を持つことが望ましい。

(1) 重層的であること

重層的であるとは、アクター²⁶⁾のレベル²⁷⁾が多様であることである。ネットワークのメンバーは、そのレベルにおいて多様でなければならない。たとえば、地方自治体が、教育、福祉、労働、医療などの関連部門が協議し合う場を設けて、「うちにはネットワークがあります。」とすることがある。これは、重層的ではない。行政の関連部署と出先機関からのみなるネットワーク、市民団体だけのネットワーク、一般市民だけのネットワークではなく、レベルの異なるアクターが参加した、重層的なネットワークのほうが、はるかに相乗的な解決を導ける。つまり、一人ひとりの市民、NPOや企業の団体や職能団体などの中間団体、さらには、行政が連動した、異なるレベルのアクターが集まった、縦断的なネットワークであることが望ましい。

(2) 複合的であること

複合的であるとは、アクターの領域が多様であることである。若者の自立支援に関心を持つ団体だけのネットワーク、雇用主だけのネットワーク、障害者の就労に関心を持つ団体だけのネットワーク、あるいは、ひきこもり支援機関だけのネットワークといった領域を限定したネットワークではなく、本人の持つ複合的な問題に忠実に、医療、教育、福祉、法律、ビジネス、政治など、異なる領域のアクターが集まるネットワークが良い。市民活動においては、特定の 이슈²⁸⁾に注力して問題解決を図るという手法がとられがちだが、若者の自立支援は、複合的な問題であるという認識に立って、横断的なネットワークで対処するのが望ましい。

(3) 相乗効果が期待できること

アクターが協働し、相乗効果を発揮して創発的な解決を生み出せるネットワークがのぞましい。たとえば、病院でいえば、医師、看護師、ソーシャルワーカー、作業療法士などからなる多職種チームをイメージするとよい。つまり、チームとして、対象者本人を中心として、創発的に問題を解くネットワークである。特定の支援団体が自分の団体を中心としたさまざまな連携先を持っていることを「うちにはネットワークがあります。」と称する「ネットワーク」もどきや、自分のところにふさわ

26) アクター：特定の社会的領域（ドメイン）において活動する主体。

27) レベル：社会を分節化したものととらえたとき、その構造化の単位。個人レベル、組織レベル、社会レベルなど。

28) 이슈：社会的な関心を集め、解決が要求されている争点。

しくないケースを他の機関に紹介するためのネットワークは、ネットワークではない。なお、相乗効果の生じるレベルは、個人（対象者）レベルとは限らず、政策形成レベルであってもよい。

ネットワークを構築するアクターには、それぞれの利害があるが、その利害を超えて連携することのメリットを優先しなければならない。よって、（たとえば、個人情報の保護を理由とする）連携の阻害や顧客の囲い込みは排除されなければならない。筆者の関わる、青少年就労支援ネットワーク静岡は、それ自体が、さまざまな個人や機関の連携体（＝ネットワーク）であり、何十人ものサポーターが、メーリングリストで、ケース情報を共有することにより、相互にフィードバックし合い、向上し合う仕組みをつくり上げている。

（４）地域に根ざし、継続的であること

若年者の支援は、地域に根ざし、継続的でなければならない。そのための一つの工夫は、都道府県が主導して、市町村単位で、ネットワークづくりを促進することである。一定の大きさ（たとえば、人口30万人程度）の地域ごとに、地域割りのネットワーク構築をすることを、行政機関の方針にしておけば、安易にネットワークが崩れることはない。たとえば、保護司会はそのような地区割りの仕組みになっている。また、このような地域別ネットワークと連動させて、就労困難者のためのワンストップサービス機関を地域ごとに設置することもできる。ネットワークは、開かれていなければならないが、容易に崩れるようであってはならない。

（５）エンパワーメントに基礎を置くこと

就労困難な若者の複合的な問題に対応できるようにさまざまな「専門性」の支援者を取りそろえたネットワークは、しばしば、本人をディスエンパワーしてしまいがちである。あくまで、ネットワークの中心にあるのは、若者本人（ないし、こうした若者が抱える諸問題）でなければならない。別の言い方をすると、多数・多様なアクターが加わるネットワークが、一つのシステムとして機能するのは、たとえば、自立に困難を抱える個人をエンパワーするという目的が、ネットワークの力の結集点（相乗作用が起きる地点）となるからだ。よって、ネットワークへの当事者やその家族参加は重要である。たとえば、精神障害を持つ人たちの地域生活支援を目指す、NPO法人コンボは、役員にも家族や当事者が加わっている。

上記の5条件を満たし、最も完成されていると思われるネットワーク型の支援事業は、大阪府の地域就労支援事業である。地域就労支援事業は、就労困難者の集中する「地域」に、障害者、母子家庭の母、中高齢者、同和地区出身者、学卒無業者など、複合的な就労阻害要因を持っている者が多数存在するという問題意識からスタートした。各地域に、ワンストップサービスセンターである、地域就労支援センターを設置し、地域就労支援コーディネーターを配置する。コーディネーターは、当事者主体の原則の下に、サポートプランを立てる（複合的な問題であれば、官民にまたがる多機関チームである「個別ケース検討会議」で検討する。）。そして、コーディネーターは、伴走者として、地域を足で稼いで、サポートプランを実施し、定着後のフォローアップまで行う。

この大阪府の例もそうであるが、こうしたネットワークの形成には、行政の力が大きく与っている。三重県は、県内のNPOを取りまとめて、行政とのフラットな勉強会を繰り返すことを通じて、官民連携の協働体を構築し、横浜市は、NPOや地域の学識経験者などをメンバーとする研究会からスタートした、地域資源を結集した協働体を構築している。地方自治体が、主導権を持ち、開かれたネットワークの形成に努めることが、強く求められる。

【参考文献】

加藤哲夫，2002，『市民の日本語 NPOの可能性とコミュニケーション』，ひつじ市民新書

広井良典，2009，『コミュニティを問いなおす つながり・都市・日本社会の未来』，ちくま新書

----- 静岡県立大学国際関係学部准教授 津富宏

5 ケース検討会，担当者レベルでの会合等の進め方

地域における若者の自立支援を行うときに，地域でのネットワークの形成は不可欠であり，ネットワークの中で他機関・多職種の関係者が協働して支援を行うためには，ケース検討会や担当者会議などのミーティングを有効に活用できるかがポイントになると思われる。多職種がそれぞれの専門性をいかしつつチームとなって協働することのメリット，またそのためにどのようなことにポイントを置いてミーティング運営を考えればよいかについて説明する。

(1) ミーティングの有効性

多機関・多職種の関係者がチームとなってケースに関わる時，ミーティングは以下のようなメリットがあると思われる。

ア ネットワークの豊富な情報量

多人数での関わりの中で，個々のスタッフが得た情報の集約は豊富な情報量の確保につながり，支援が円滑に進む大きな力となる。情報の集約や共有の方法の工夫が課題となる。

イ 包括的アセスメントによる理解

職種・経験の違いによる多面的な理解・解釈により，さまざまなケースの評価やケアプランが生じる。それらをうまくまとめるような形で包括的なアセスメントによるケースの理解が援助に有効に働く。

ウ ケースのさまざまなニーズへの対応

1 担当者での対応には限界があり，関係者全体で関わることにより対応できるニーズの幅は広がる。さらに各職種の持ち味をいかしたケアを臨機応変に選択し，タイムリーに適切な援助を行うことも可能になる。

エ ケアプランへの責任の共有

ケアに対しての責任の共有と方向性の確認を常に行うことにより，関係性の構築がなされ，困難な課題にも取り組みやすくなる。

オ 燃え尽き (burn out) の防止

援助者1人での抱え込みを避け，責任や負担をチーム全体で分かち合うことにより，燃え尽きを防止する。

カ 専門家としての学び合い支え合う場

ミーティングは担当者同士のサポートシステムとして機能し，またケースを通しての専門技術の実践的な研修の場になる。

(2) ミーティングの構成について

地域支援において1番重要なミーティングは，当事者支援を中心課題とする実務担当者会議である。参加者は目的に応じて各専門分野から選定する。意見交換やプランの考案などをチームで共働

し行うのに適した人数は5～10人と思われる。当事者や家族の参加は、支援者側の意見がある程度一致した時点で支援についての確認や合意を目的に導入するのが望ましい。ミーティングには定例化したミーティングと緊急ミーティングの2種類があり、定例ミーティングは情報共有や定期評価・計画を中心とし、緊急ミーティングはタイムリーな問題に対する検討とプランの決定が目的となる場合が多い。時間は頻度にもよるが、担当者の負担や集中力も考慮すると1.5～2時間程度が好ましい。日程の調整も大きなポイントとなる。ミーティングの成功は関係者の「参加」が前提であり、欠席が多くなったり参加者に負担がかかるような時間帯に会議を設定するのはマイナスになる。定期ミーティングの場合には、次回のミーティングの日程を会の最後に調整し、緊急ミーティングの場合には早めに連絡調整を行うことが必要である。

(3) ミーティングの進め方のコツ

ミーティングを円滑に進めるにはいくつかのポイントがあると考えられる。

ア 目的

ミーティングの目的の明確化は重要なポイントである。ミーティングの目的を事前に伝達し、各々がミーティング参加前に情報を集約し目的に対する意見などをまとめて参加をすることにより、短時間での会議を有効に運営できる。またミーティング開始時に今回のミーティング目的や到達目標をもう一度確認すると、発言が出やすくなり結論に結びつきやすい。

イ 雰囲気

話しやすい雰囲気作りが大切である。発言者は話の流れに沿った発言を心掛けることと同時に時間を意識し簡潔に行うこと、また聞く側の参加者は態度や言葉で発言者に対する共感や評価を伝えるようにする。また、発言の少ない参加者に対して発言を促したり、発言に対して丁寧に聞く姿勢を向けることも必要である。

ウ 役割

ミーティングだけでなくネットワーク全般に言えることであるが、強力なリーダーシップによる統制や誘導や参加者の一人に負担が集中し余裕がなくなることはチームワークを損ねる原因となり好ましくない。ミーティングの運営には司会・進行役は必要ではあるが、あくまでも会の進行を円滑に行うことに徹し、全体を客観的に見て支援の内容に対する助言が必要な場合には、第三者の助言者やスーパーバイザーを招いたほうがミーティング自体や援助者の関わりを振り返り、各々の成長を促すチャンスとなる。

エ 手順

ミーティングは1)ウォーミングアップ、2)事例提示の報告と内容に対する質疑応答、3)討論、4)結論の確認の流れで進行する。ウォーミングアップとしては今回の目的を互いに確認し、参加者の自己紹介で他の支援者の近況を確認する。事例提示は10分程度の時間で簡潔に情報提供を行い、質問は報告に関する確認事項にとどめる。討論ではアセスメントとプランニングの時間を分けて議論すると効率よく進められる。話の拡散を司会役がコントロールし、具体的な質

問でアセスメントに結びつけ、現実的に実行可能な具体策を抽出していくようにする。最後に結論や未解決の課題は参加者全体で確認をし、ミーティングの内容記録を各自が持ち帰られるようにする。また、次回の日程調整も大事なポイントである。

----- 国立国際医療センター国府台病院精神科医師 佐竹直子

6 子ども・若者支援に関わる諸機関等

困難を抱える子ども・若者の支援には、すでに様々な機関等が取り組んでいるところであるが、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者支援地域協議会を構成する機関・団体として想定されるものを以下に示す（「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」2（4）より）。

表4-5 子ども・若者支援地域協議会構成機関・団体一覧

分野	団体	個人
教育	教育委員会、教育センター、 学校（大学を含む。）	校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。） 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士
保健、医療	精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院・診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士
矯正、 更生保護 等	保護観察所、少年鑑別所、 少年サポートセンター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合宿型 自立支援プログラムを運営しているNPO等の 法人・団体、 ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ	キャリア・コンサルタント
総合相談 等	子ども・若者総合相談センター（ ） 子ども・若者の支援に携わるNPO等	少年補導委員

（ ）「少年補導センター」、「青少年センター」等を含む。

内閣府青少年支援担当

7 現場の実践例(横浜市における若者自立支援ネットワーク(ニート・ひきこもり状態にある若者の支援))

若者に対する自立支援は画一的なものではあってはならない。なぜならば、家族や社会との関係、経済状況等、若者の置かれている状態はさまざまであり、こういった現在の状態、年齢等によって抱えている課題、将来への希望も千差万別だからである。あらゆる相談に対応し、各々の状態、ニーズに合ったきめ細かい支援を的確に行うことは、単一の機関では困難である。そこに「ネットワーク」の必要性が浮上してくる。

(1) ネットワークの核となる施設の設置

横浜市には、ひきこもり・不登校等の若者の社会的自立に向けた支援の拠点として「横浜市青少年相談センター」がある。また、平成18年12月には職業的自立に向けた支援の拠点として「よこはま若者サポートステーション」を設置した。さらに、この二つの機関のブランチ的機能を有し、地域における第一次的な総合相談やひきこもり回復期にある青少年の居場所等を提供する地域の支援拠点である「地域ユースプラザ」を方面別に4か所設置することとしている(平成22年3月現在で3か所開設)。

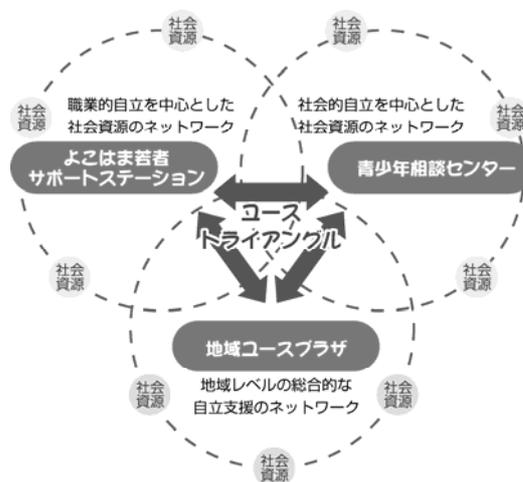
横浜には幸いにもこれらの施設のほかに若者の自立支援に取り組んでいる国、県の機関、NPO等の民間の団体が多数あり、拠点施設は各々関係機関・団体と連携・協力して支援に取り組んでいる。

(2) 重層的支援ネットワーク「ユーストライアングル」の構築

このように横浜では「青少年相談センター」を核とした社会的自立のためのネットワーク、「よこはま若者サポートステーション」を核とした職業的自立のためのネットワーク、「地域ユースプラザ」を核とした地域レベルのネットワークが形成されつつある。

これらの三つのネットワークを有機的に連携・連動させ、どのような社会・経済的状态にある若者であろうと、その生活課題やニーズに対して柔軟に対応することができるような自立支援の包括的なシステム「ユーストライアングル」を形成していこうとしている。

図4-6 自立支援の包括的システム「ユーストライアングル」



(3) 人材，情報，プログラムの連携，共有化

一口でネットワークと言うが，ともすると単に会議を開催したり，連絡体制ができていただけになりがちである。ネットワークが機能するためには，各々の持っている人材，情報，プログラムの連携，共有化の仕組みをつくる必要があるのではないだろうか。

そこで横浜市では，インターネットを活用して若者の社会経済的な自立に向けたさまざまな情報やプログラムを共有化し，共同で提供していく仕組みを構築することした。

そのため平成19年度に「青少年自立支サイト」を開設し，20年度までに試行的に実施。その成果を踏まえ，平成21年7月よりE 若者サポートステーション（愛称：HamatoriumCafe）として，インターネットを活用し，若者の自立を支援する仕組みを本格的に稼働させている。

また，相談支援機関が市内大学・専門学校，高等学校，企業，社会福祉法人などの多様な主体と協働して，若者が抱える様々な困難さに段階的に対応できる職業体験や職業教育のプログラムを開発するとともに，自立支援を必要とする若者に対して，専門的かつ継続的に支援し続ける人材を育成する仕組みづくりにも着手している。（キャリアラダーとユースアドバイザーの養成）

以上三つ（下線部）が横浜における若者自立支援の重点施策である。

【参照URL】

横浜市E - 若者サポートステーション

<http://www.hamatorium.com/>

8 現場の実践例(三重県における若者の就労支援のためのネットワークづくり)

三重県では、平成15年度に国等関係機関と連携し、若者の就職支援のためのワンストップサービスセンターである「おしごと広場みえ」を開設し、平成16年度からは、若者、企業それぞれのニーズ調査結果を反映させた若者のための就職支援講座である「就職しま専科」を開講し実施してきた。

これらの事業を実施する中で、一定期間無業の状態にある若者は、さまざまな課題を抱え、社会経験が不足していることが多く、職業相談、就職情報の提供、職業能力開発など従来の就職支援のみでは、就職に結びつかず、一人ひとりに応じた包括的な支援を継続的に実施していく必要があることが分かってきた。また、就労に悩みを抱え、世間体を気にしてどこに相談すべきか分からない若者やその家族に対しては、支援機関への早期の相談を促すため、同じ目線でアプローチしていくことが求められた。

そのため、行政単独よりも、県民に身近なNPOなど多様な主体が持つ資源を活用しながら、ネットワークをつくって包括的に支援していく必要があり、平成17年度に行政とNPOが連携して「若者就労支援研究会」を立ち上げた。続いて平成18年度には県の雇用担当部局が「若者就労支援のためのネットワークづくり」をテーマにNPOとの協働事業として提案の公募を行い、「若者就労支援研究会」に参加していたNPOによる事業提案が採択され、提案したNPOと県との協働事業が実施されてきた。現在は、「みえ若者就労支援ネットワーク (<http://www.oshigoto.pref.mie.jp> 『おしごと三重』内のみえ若者就労支援ネットワークのページ参照)」と名を改め、メンバーは雇用(おしごと広場みえ、若者就業サポートステーション・みえ)、教育(県教育委員会)、福祉(こころの健康センター、自閉症・発達障害支援センター)等の行政機関と県内各地域のNPOの中間支援組織、社会福祉協議会、企業、学識経験者等で構成され、月1回程度、ネットワーク構成員による会議を開催している。

まずは構成員の間で若者就労支援の現状について共通の認識を持つことが必要ということで、専門家を招いての勉強会、県が実施した若年無業者に関する調査結果について説明を受けるなどの学習機会を持った。その後、専門機関で行っている支援の取組やそこでの課題なども共有しながら、県事業である「ニートサポート事業」で実施するイベント等の取組を企画し、実際に参画することにより、理解を深め、構成員のレベルアップを図った。これらの取組により、支援対象者の相互のリファー(紹介)や支援の連携がスムーズに行われるとともに、マスメディアの取材報道等により社会に対しても多様な主体が連携・協働して途切れのない支援に取り組んでいる姿勢を示すことができた。

このように、三重県内での若者就労支援のためのネットワーク構築における特徴は、県内に若者の就労支援を専門的に行っているNPOがないため、特定の団体・機関が先導するのではなく、専門機関どうしがネットワークを通じて顔の見える関係づくりをしながら、相互に緩やかな連携を図ってきたところにある。

今後の課題としては、

- ・現場でのトレーニングの場となる受入企業の参加が少数に止まっており、企業に対するアプローチの展開
- ・予防的視点を持って早期の段階で対応するため、高等学校と連携した中途退学者等への早期支援の仕組みの確立

などがあり、ネットワーク構成員が持つ資源を活用しながら、これらの課題に取り組んでいく。

9 現場の実践例（当事者グループをコアとする，地域のネットワーク）

私は非定形精神病と診断されている。双極性気分障害と統合失調症をもっている。私をサポートしているのは、住んでいるコミュニティのピアサポートグループである。

経験の分かち合いを主な活動とするピアサポートグループでは、メンバーAがメンバーBをサポートする形ではなく、A、B、C、……の各メンバーが病気をもちながら、頑張っている地域で生活していることを確認して、

「あいつも頑張っているなら、自分も頑張ろう。自分にも同じことができるだろう。」

という気持ちが自然に成長していく。お互いがお互いのロールモデルとなる。メンバーAがメンバーBのために（One be for him/her）ではなく、各メンバーが共に立ち上がっている（One be with him/her）状況があるべきピアサポートグループである。

（1）ピアサポートグループでの行事におけるボランティア（支援者）の役割について

ピアサポートグループは原則当事者のみで運営されている。そこに流れるのは、Nothing takes place about us without us（自分たちのことは自分たち抜きに決められたり、行われたりしてはならない）の精神である。これは、全世界で共有された当事者の姿勢である。

私のピアサポートグループは、市の障害者福祉センターで月に2回「経験の分かち合い」のミーティングをもっている。その分かち合い活動の中で

「米の研ぎかたって、どうするの？分からないんだけど。」

というメンバーがいた。それがきっかけになり、みんなでランチを作る料理会をしようというアイデアが出た。メンバー同士の情報交換で、障害者福祉センターには調理室はないが、隣接する公民館には調理室があるということが分かった。月に1回、第2日曜日のランチを作って食べることが決まった。公民館の予約の手配、レシピの選択とコピー取りは当事者のみで行われた。しかし料理室のどこに何があるか分からない。ボランティアで参加してくれる人と交流をもつのも楽しかろうということで、料理会には毎回、精神保健ボランティアの人や、地元の県立看護大学の助教に頼んで来てもらった。

ここで私たちが気になったことは、市の障害者福祉センター、公民館の事務所、精神保健ボランティアの所属先である市の社会福祉協議会、県立看護大学の精神看護科は互いに同じ問題を扱っているが、横のつながりがないということだ。複数の社会資源が狭い地域にあるにもかかわらず、互いに相手のじゃまをしないことばかりをケアしていた。そこでコミュニティのリソースのネットワークの要は当事者グループであると言えるだろう。本来ならば、当事者グループが軸となりネットワークの芽を作るのではなく、ワンストップで何もかもできるようなコミュニティネットワークが形成されていないと、いけないのだが。

（2）理想のボランティア、協働する支援者の態度は一見さぼっているように見えること

幸いボランティアに来てくれた人は、出しゃばったりせず当事者から指示された役割を果たし

てくれた。各メンバーも自分のすべきことを把握して、料理会は行われた。支援者にとって一番つらいことは、自分がすることがないことである。しかし私たちの料理会に参加してくれたボランティアの方たちは、私たちのために（for us）何をしてあげられるか、という態度ではなく、私たちと共に（with us）何ができるかという態度だった。だから、全員分のお茶を入れて、ただ座っているだけの時もあった。しかしそこに、ちょっと疲れたメンバーが、一緒に座ってお茶を飲んで休んだ。それこそ私たち（すぐに頑張ってしまう）当事者にとって一番必要なケアだった。お米が研げるようになったメンバーは生活保護で暮らしている男性で、食事はいつも菓子パンだったが、今では「御飯党」になった。

NPO法人地域精神保健福祉機構共同代表 宇田川健

10 現場の実践例（ひきこもりの地域支援）

田辺市におけるひきこもり支援は、平成13年1月ひきこもり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置、同年3月ひきこもり相談窓口（以下「窓口」という。）を開設、行政と民間を含む関係機関のネットワークを基盤に展開している。委員会は年2回開催しているが、委員の中から13名が小委員会として月1回定期的に開催、相談から見えてきたニーズを協議し、支援に必要なものを生み出してきた。委員会の組織構成と、ひきこもり支援システムは、図4 - 7、図4 - 8のとおりである。

ひきこもりの支援は、家族からの相談が多く、まずは家族相談を継続することである。相談にいられた家族の不安や苦悩を軽減し、家族自体が孤立しないような配慮が求められる。家庭内の緊張感が和らいだとき、やっと本人に出会えるきっかけができる。また本人相談を重ねていくうちに、1対1の信頼関係が深まり、他者との交流への糸口になる。相談は継続と初期段階からのラポール（信頼関係）が大切で、まずは支援者と本人、あるいは家族との関係づくりが大切になる。また1対1だけでなく、同じような状況の者同士の出会いの場、交流によって、孤立感を和らげ、共に支え合える状況が生まれる。

窓口の支援は、相談の継続による、本人あるいは家族との信頼関係の深まりと、家族の集まりである「家族会」や、青年が集い語り合える「自助会」を生み出した。「家族会」は平成16年4月から自主活動になり、現在も継続中である。「自助会」も平成17年4月から自主活動を目指し、青年が主体となった自助会『知音CHI-IN』^{ちいん}を開設している。

一方民間では、有志による青年の居場所が生まれ、平成18年10月にはNPO法人の認可を受け、更に居場所とは別に平成20年、市の施設を借用して南紀若者サポートステーションの開設に至った。また、これまで青年の体験活動に関わってきたボランティアによるNPO法人が生まれ、現在は就労以降支援事業A型を取得し、就労訓練の場を提供している。この間、既存の社会福祉法人が、青年を受け入れる場の提供や、支援の場に職員を派遣する等、民間が行える最大限のノウハウと技術と人材を提供してきた。

またネットワーク機能を充実させるためには、医療機関の協力は不可欠である。田辺市では支援全般に、委員会委員である精神科医の果たした役割は大きかったと考える。田辺地方における支援の広がりには、医療・教育・労働機関を含めたネットワーク機能を充実させるとともに、市行政だけでなく、県行政にも少なからず影響を及ぼし、地域を広域的にエンパワメントさせた。

和歌山県は、平成16年度から、全国に先駆けて『「ひきこもり」者社会参加促進事業』（現「ひきこもりお助けネット事業」）を開始。民間のひきこもり支援機関を『「ひきこもり」者社会参加支援センター（以下「社会参加支援センター」という。）』として指定し、県及び市町村で運営補助を行ってきた。さらに平成21年度から、精神科医、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士といった専門家による個々の「ひきこもり」者に合った支援方針検討制度、及び「ひきこもり」者が社会参加に必要な対人能力や自信の醸成などを目的とした社会体験事業を社会参加支援センターに新たに導入し、機能強化を図ることにした。また、同じく平成21年度から和歌山県精神保健福祉セン

ターに国の新規事業である「ひきこもり地域支援センター」を設置した。

窓口の重要な機能として、ひきこもりの背景を見極めることがあげられる。疾病や障害がある場合には、適切な支援機関や福祉制度の活用を紹介する。統合失調症や発達障害の疑いで紹介するが、中には医師の診断がつきにくい事例もあり、そういった場合には、窓口で継続支援となる。一部そういった事例を含みながら、基本的には疾病や障害を背景にしないひきこもり事例に対する継続支援が行なわれてきた。個別相談と仲間づくりを並行しながら、親子共々エネルギーを蓄え、心理的な孤立感から開放され、社会との接点を徐々に広げるという社会的活動につながった。

社会体験活動としては、民間が文部科学省の委託で実施している『青少年の意欲向上・自立支援事業』や「ほんまもん体験」（社団法人和歌山県観光連盟の体験型観光活用支援要綱）、和歌山県経営者協会主催の京都「私のしごと館」見学体験、紀南障害者就業・生活支援センターでの就労訓練、和歌山大学でのアミーゴ（ピュア）とラテンアメリカ研究会との交流会等、さまざまな活動に参加してきた。その成果として、自動車免許取得、ハローワーク面接、アルバイト、進学、就労、一人暮らし等社会的行動の変化が見られた。こうした行動の変化は、必ずしも本人に出会ってからというのではなく、家族への支援の継続だけで見られることもある。このことは、ひきこもり支援における家族支援の有効性を示していると思われる。これまで地域で実施してきたひきこもり支援サービス（相談、家族会、青年自助会、居場所、社会体験、就労支援、家庭訪問）の中で、転帰の評価としては青年自助会が最も有効であった。今後どのような体験活動が、ひきこもり青年の社会的自立支援へのプログラムとして有効であるのかを、検討していく必要がある。

また窓口開設後一定のシステムが築かれたが、田辺市の目指す住民主体の健康な「まちづくり」の取り組みの中に、ひきこもり支援は行政の課題として位置づけられてきた。地域住民に対する啓発活動等により、地域全体からひきこもり支援活動に対し一定の理解を得るように努力することは重要なことである。そして、これまで述べてきたように、相談を中心として、行政、公的機関、民間団体が連携し、ひきこもり支援における種々の取り組みは継続、発展してきた。長期化するひきこもり支援の入口としての生物学的背景の見極めと個人情報保護するためには、行政の窓口や医療機関の役割は欠かせないであろう。今後も、ひきこもり支援の継続のためには創造的で柔軟なサービスを提供できる民間団体の存在が不可欠であり、行政から民間団体への経済支援を念頭とした財源の確保は急務の課題と言えよう。そして、このシステムの基盤になるネットワーク機能の普遍化を目指し、潜在する人材の発掘と、更に支援の輪を広げ、若者が生きやすいまちづくりを目指していかなければならない。

図4-7 田辺市ひきこもり検討委員会組織構成

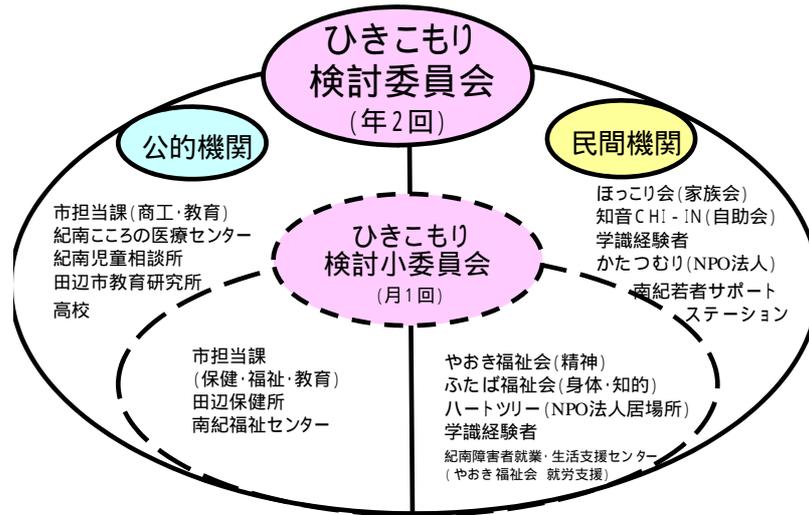
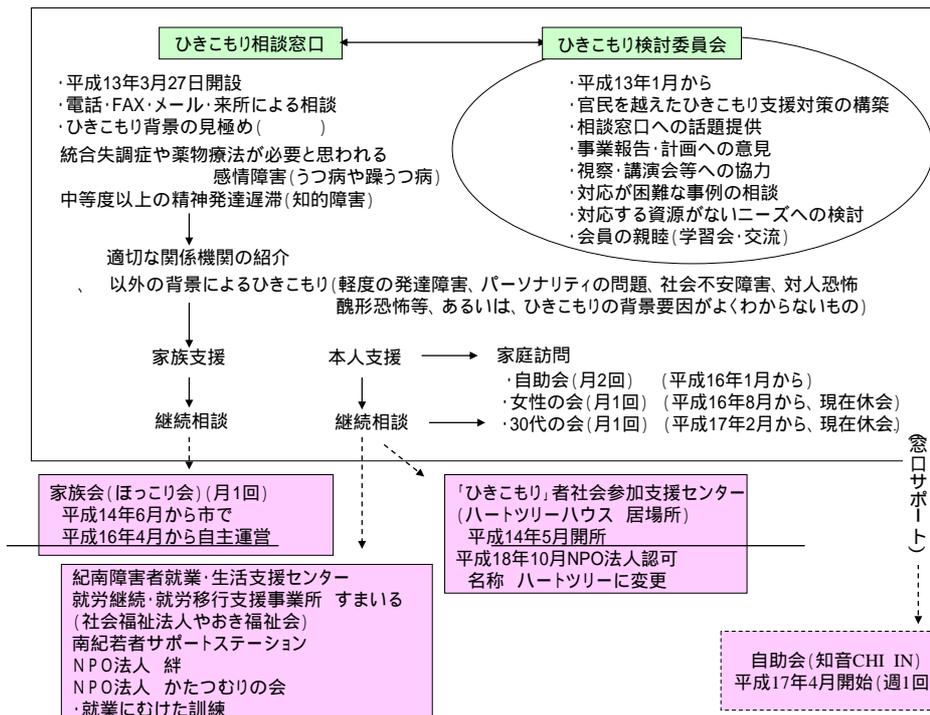


図4-8 田辺市ひきこもり支援システム



11 現場の実践例（宿泊型若者自立支援 若者自立塾・栃木の実践から）

「若者自立塾・栃木」（主催：財団法人ユースワーカー能力開発協会，共催：NPO法人 NICE，空とぶモニョゴロ村）は，宇都宮市から車で45分の芳賀郡市貝町を拠点に活動を行っている。市貝町は人口約12,000人の小さな町で，「若者自立塾・栃木」は田舎型の若者自立塾であると言える。

栃木県では栃木県労働政策課が中心になり，早い時期から若者の自立支援のためのネットワークを構築し始め，平成19年度には県内115の機関・団体で「若者自立支援ネットワーク会議」を設立した。

「若者自立支援ネットワーク会議」の構成メンバーは，県内各市町村の担当課，各地勤労青少年ホーム，ハローワーク，保健所，労政事務所，教育事務所，高等産業技術学校，健康福祉センター，居場所や自立支援プログラム等を運営するNPO，キャリア支援を行うNPOや企業，授産施設，発達障害者支援センター，ジョブカフェ，とちぎ若者サポートステーション，栃木障害者職業センター，栃木県農業会議など，教育，福祉，労働等の分野，地域の枠を越え，若者に携わる幅広い団体・機関がつながっている。

「若者自立塾・栃木」もこのネットワークの一員であり，ネットワーク（地域社会資源）を最大限に活用し，私達だけではできない支援を他の機関との協力のもと行っている。また，同会議では事例検討会を定期的に開催し，それぞれの立場からの意見や提案を共有し，より良い支援についての方策を深めている。

次に，「若者自立塾・栃木」のネットワークにおける具体的な連携を，入口（入塾），訓練期間中，出口（就労）の三つのステージで整理すると以下ようになる。

（1）入口（入塾）におけるネットワークの活用

支援対象者の発見，関係性の構築，参加への誘導は「若者自立塾・栃木」単独ではどうしても限定的になる。しかし，広域・多層に支援対象者及びその保護者にアクセスできるネットワークメンバーからの情報発信やリファール（紹介）により，より多くの人が入塾につながるができています。あるいは逆に若者自立塾・栃木へ相談があっても，入塾の要件を満たさない，または，精神疾患や発達障害を抱え支援が困難な場合には，居場所や発達障害者支援センター等を紹介するなど，ネットワークをいかし，より適切なマッチングを行っている。また，他の支援団体との合同イベント「若者自立支援大相談会」も平成19年度は県内で5回開催し，若者支援に対する理解を広げるとともに，多様な支援の周知を図っている。

（2）訓練期間中のネットワークの活用

就労に向けての訓練では，地元企業とのネットワークが重要である。企業における職業体験を通じ，仕事に対する視野を広げ，働くことの意欲を高めることは「若者自立塾・栃木」の実施プログラムの中でも非常に重要なところである。若者を受け入れていただく職場を増やすため，倫理研究会など地元企業の方々が集まる場での協力の要請や，訪問による協力依頼を随時行い，企業とのネットワークを拡充している。

また、塾生の状況によっては、医療機関との連携も重要である。さらには、幸い実際に必要となったことはないが、警察や消防との“いざという時のための関係”を築いておくことも不可欠である。

(3) 出口(就労)におけるネットワークの活用

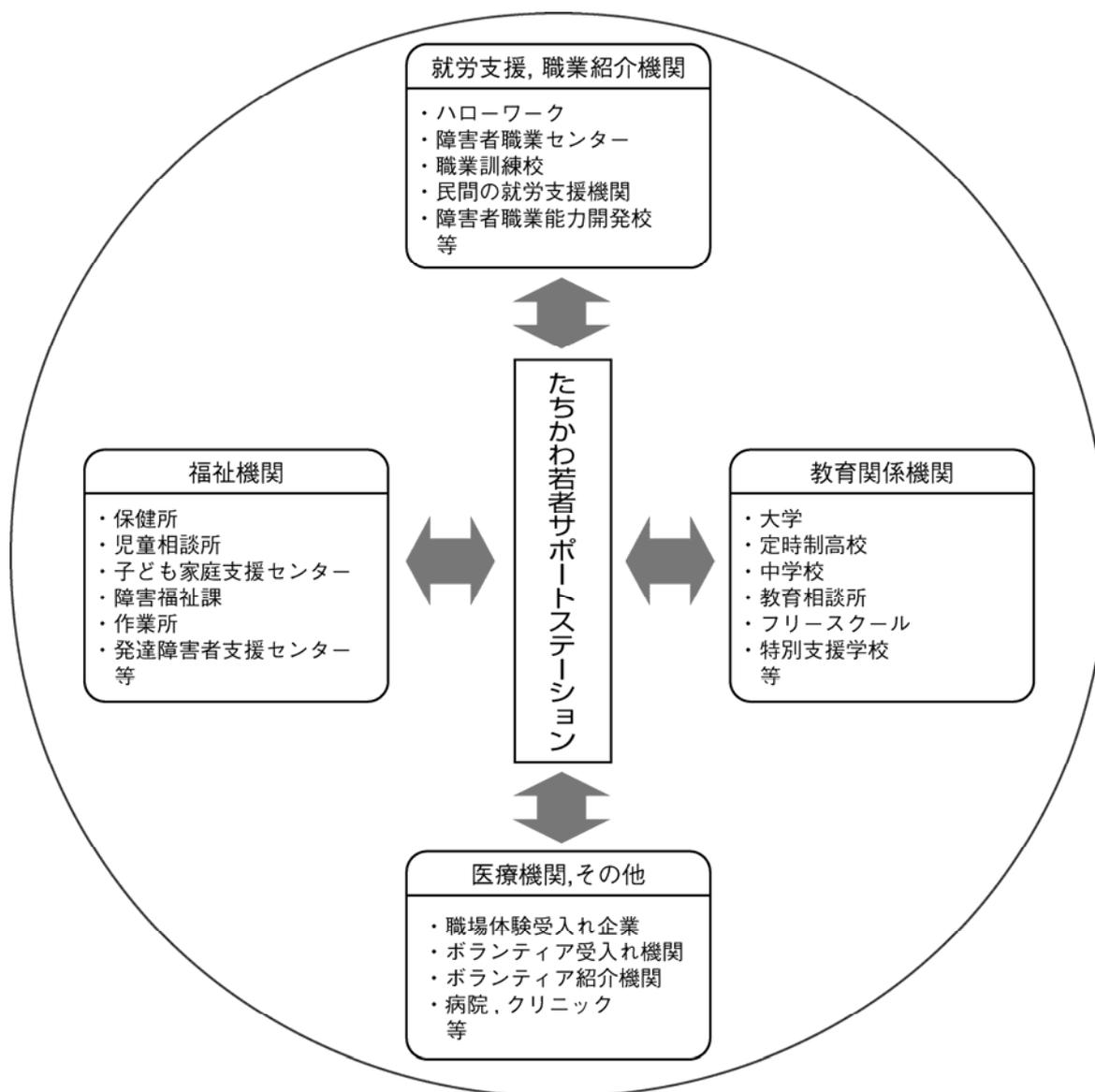
塾生の就労に向けてはジョブカフェ、ハローワークと連携している。就職情報の提供はもとより、より高度な職業訓練への参加や、キャリアカウンセリングの機会をいただいている。正社員になることがまだハードルの高い人については、心ある人材派遣会社と協力し、働きながら経験をつむ機会を提供している。

最後に、ネットワークと表すことには語弊があるかもしれないが、非常に大切なのは地域との良好なつながりである。特に小さな町では、若者の存在は目立ち、注目が集まる。彼らが地域の中で安心して滞在できるかは事業実施の根本に関わる重要なことである。地域の理解や支援を広げられるよう、町長、行政、区長への働きかけはもちろん、地域で開催される祭りや行事に積極的に参加し地域の人々との関わりの機会を設けている。地域との良好な関係の構築は、塾生を育むという点からも大きな意味を持つ。地元のおじさんやおばさんの何気ない一言が彼らの気持ちを大きく変えることもある。小さな町であっても若者支援の資源はたくさんあり、それを丁寧につないでいく姿勢と行動が必要であると実感している。

12 現場の実践例（たちかわ若者サポートステーションの実践から）

「ネットワーク」は、教育や福祉などの分野でも築かれているが、どうしても関係機関同士のつながりの中からこぼれ落ちてしまう若者がいる。そして、そういう若者が「ニート」や「ひきこもり」状態に陥ることが多い。たとえば、児童福祉機関であれば、児童・青少年の支援は、どうしても18歳までという区切りがあり、また大学であっても、卒業した後、就職が決まっていない場合、若者と社会とのつながりが切れてしまう。医療機関関係であれば、精神疾病などの病気が治ってきた後、どう先に進んでいいか分からない若者、そして職業紹介関係であれば、ハローワークに通っていても、求人票を応募できずに検索だけする若者などが孤立してしまう。そこで、たちかわ若者サポートステーションは、福祉機関、就労支援機関、職業紹介機関、教育関係機関、医療機関、そして企業など、若者が関係する機関と連携することで、狭間に落ちる若者を社会に戻す役割を担っている。（図4-9）

図4-9 たちかわ若者サポートステーションネットワーク図



【事例1】

Aさん（男性，17歳）は，母親と二人暮らしで，中学1年の時から不登校になり，その後，家にひきこもりがちになる。子ども家庭支援センターの相談員が，もうすぐ18歳で支援が切れるということで，その後の就労や就学に関して相談に乗ってほしいと，たちかわ若者サポートステーションに本人と来所。

【相談での様子】

当ステーションの相談員からの質問に，Aさんは小声ながらも答えてくれる。また，外出できるようになったことを褒めると，嬉しそうな表情を浮かべる。だんだん打ち解けてくると，本人は，高校に通いたい，家庭の経済状況を考えて働きたいと希望を話してくれる。

【就労までの支援経過】

- (1) Aさんや母親が，子ども家庭支援センターから当ステーションの支援にスムーズに移行できるように，役割を決める。（Aさんが18歳になるまでは，子ども家庭支援センターで母親やAさんの生活に関する支援を行い，当ステーションでは，それと並行して，Aさんの就労や自立を支援する。そして徐々にAさんが当ステーションに定着していけるように支援していく。）
- (2) 母親面談を当ステーションで行い，Aさんの今後について一緒に考えてもらうようにする。
- (3) ハローワークと連携し，Aさんの性格に合う仕事（図書館，清掃）の求人票を出してもらう。母親も一緒に行き，Aさんの仕事探しに協力してもらう。
- (4) 教育相談室の相談員に，Aさんの家から近い定時制高校の紹介をしてもらう。

上記の経緯を経て，半年後に清掃のアルバイト面接に合格した。Aさんは母親と話した結果，二つのことを同時にやっていくことは難しいと考え，とりあえずアルバイトをまずはやり始め，余裕が出てきたら，定時制高校に通うという答えを出した。

【就労後】

- (5) Aさんに，毎週1回，当ステーションにスタッフと仕事の様子などを話すために来てもらい，職場定着のためのアフターケアを行う（家，職場以外の居場所機能にもなる。）。
- (6) 母親には，Aさんが辞めたり，また辞めそうになったら，いつでも相談に来てもらうように伝える。

大切なことは，相談者が行ける場所を一つにしないことである。特にリファー（紹介）される場合，相談者は，知らない機関に突然放り出されるという不安が大きい。そこで，上記(1)のように相談者がリファー先に慣れるために徐々に支援を移行していくことが必要となる。ネットワークを築くことは，相談者を機関から機関へ移すことではない。相談者が，社会と1本の細いつながりではなく，複数のつながりを持てるように機関同士が連携する。それが支援を強化し，若者関係機関同士のつながりの中から落とさないことにつながる。